所得控除

控除項目	種類・支払額	控除額	内　容	必要書類
社会保険料控除	3の⑬	4の⑬	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの支払金額 ※年金から天引きされている保険料や、口座振替で支払った保険料は、天引きされている本人または口座名義人しか控除できません	国民年金保険料は控除証明書または領収書
小規模企業共済等掛金控除	3の⑭	4の⑭	小規模企業共済法に基づく掛金や、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払金額	支払証明書（領収書）
生命保険料控除	3の⑮	4の⑮	新(旧)生命保険や新(旧)個人年金保険、介護医療保険の保険料の支払金額 計算方法は下記の**生命保険料控除の計算表**を参照	控除証明書
地震保険料控除	3の⑯	4の⑯	居住用家屋や生活用動産の地震保険料、または火災・傷害などの長期損害保険料の支払金額 計算方法は下記の**地震保険料控除の計算表**を参照	控除証明書

生命保険料控除の計算表

一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除について、保険料ごとに次のとおり計算します。

❶ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料（旧契約）

支払保険料	旧生命保険料（一般） **控除額**		旧個人年金保険料 **控除額**	
～15,000円	支払保険料の全額	A	支払保険料の全額	B
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2＋ 7,500円		支払保険料×1/2＋ 7,500円	
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4＋17,500円		支払保険料×1/4＋17,500円	
70,001円～	35,000円		35,000円	

※控除の組み合わせは、三通りあります。控除額の計算方法がそれぞれ異なりますので、有利となる控除額を選択してください
❶旧契約のみ適用
❷新契約のみ適用
❸新契約と旧契約の両方適用

❷ 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づく保険料（新契約）

支払保険料	新生命保険料（一般） **控除額**		新個人年金保険料 **控除額**		介護医療保険料 **控除額**	
～12,000円	支払保険料の全額	C	支払保険料の全額	D	支払保険料の全額	E
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2＋ 6,000円		支払保険料×1/2＋ 6,000円		支払保険料×1/2＋ 6,000円	
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4＋14,000円		支払保険料×1/4＋14,000円		支払保険料×1/4＋14,000円	
56,001円～	28,000円		28,000円		28,000円	

❸ 新契約と旧契約の両方適用の場合

	生命保険料（一般）		個人年金保険料		介護医療保険料	
控除額 (限度額)	A＋C（最高28,000円）	F	B＋D（最高28,000円）	G	E（最高28,000円）	H
	Aのみ（最高35,000円）		Bのみ（最高35,000円）			
	Cのみ（最高28,000円）		Dのみ（最高28,000円）			
	F ＋ G ＋ H（最高70,000円）					

地震保険料控除の計算表

地震保険料と旧長期損害保険料は別々に計算し、控除の合計を記入してください（控除限度額25,000円）

❶ 地震保険料

支払保険料の金額	控除金額
～50,000円	支払保険料×1/2
50,001円～	25,000円

※ひとつの契約で❶と❷の両方を支払っている場合は、別々に計算し有利な方を選択してください

❷ 旧長期損害保険料

支払保険料の金額	控除金額
～ 5,000円	支払保険料の全額
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2＋2,500円
15,001円～	10,000円